

○山井委員 よろしくお願ひいたします。三十分余り、社会福祉法そしてコロナ対策等々の質問をさせていただきますと思います。

まず、先日の衆議院本会議でも中島議員の方から、この社福法の前提となるべき、今、コロナの被害において、介護現場、障害福祉現場は感染のリスクや人手不足、更に大幅な減収で大変困っている、そういう話がありました。そういう意味で、後ほどそのことも質問させていただきたいと思います。

ただ、冒頭、けさ、野党共同で、議員立法の子供支援法案、一人親家庭の低所得の方々の児童扶養手当を半年間に限って事実上倍増する、そういう法案を出させていただきました。これは、厳密に言いますと、児童扶養手当と同額の給付金を半年間出すということであります。

一人親家庭そして貧困家庭のお子さんたちの支援については、今週月曜日も予算委員会で、高木美智代先生が安倍総理に児童扶養手当の増額をということを要望しておられました。また、自民党さんも前向きであると聞いておりますし、逢坂政調会長、岸田政調会長の与野党協議の五つのテーマのうちの一つにこの児童扶養手当の拡充が上がっているというふうに聞いております。

そういう中でありますが、十一ページのしんぐるまざあず・ふぉーらむの方々のメール相談を少しだけ読み上げさせていただきますと思います。つい先日の相談内容であります。

十一ページの左側。子供四人、お米もガソリンもおかずもなく、このまま一家心中してしまうしかないのか、生活困窮、関東、三十代。そして、その次の方も、子供がおなかですいても食べさせるものがない、東北、五十代の方。そして、四つぐらい下へ行くと、ライフラインが全てとまり、死ねと言われていたよう、九州の五十代のシングルマザーの方。そして、一番下は、手持ち金なく、避難食用のお米三つで食べ物が尽きる、不安で心身とも限界、洗濯洗剤も底をつく、力をかりたい。こういうふうな悲鳴が連日来ております。昨日も私にある方からメールが来ましたが、小さなお子さんのミルク代がない、そういう相談も連日来ていたということであります。

そういう意味では、与党、野党がみんなで協力して、ぜひ、こういう方々を支援する、救済することが必要なのではないかと思います。

私が一番心配しておりますのは、このままいくと時間の問題で親子心中が起きてしまう。一人親家庭のシングルマザーの二人に一人が非正規で、そして派遣やパートがこのコロナで切られてしまうというケースが急増しているわけであります。

それで、十一ページ、次のページも見てください。これは北海道のしんぐるまざあず・ふぉーらむの方々からの報告ですが、十二ページの左、四十代、非正規雇用、三月からほとんど給料がなく、また今月もとなると考えてしまいますということで、給料がなくなったと。それと、十二ページの上、線が引いてあります。四十代、正規雇用の方ですが、なけなしのお金で一日三食が食べられないときもふえましたと。お子さんたちが三食食べられない、やはりこれは緊急課題で、解決せねばならないのではないかと思います。

そこで、加藤厚労大臣をお願いをしたいんですが、ぜひとも、児童扶養手当の大幅な増額、あるいは児童扶養手当を受給しておられる方々への特別な給付金をこのコロナで心中が起こらないように早急に行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、今読み上げていただいたそれぞれの声、私も今見ながらも読ませていただきました。

まず、ちょっと私も感じたのは、児童扶養手当が今議論されております。ただ、今議論されているわけですから、今使えるわけではない。やはり、そういった意味では、緊急小口資金、これはよく言われるんですけども、全然知られていないぞという指摘も受けていますので、まさに、まず使えるものをしっかりと使っていただきながら、これは御承知のように返済については所得がなければ猶予という仕組みにもなっているわけなので、まず当座はぜひそういったものを活用していただくということを我々ももっとPRしていかなきゃならないし、また、今でも十五万件ぐらいらせてはいただいておりますけれども、まずこういったことにしっかりと対応していかなきゃいけないということを痛切に感じさせていただいたところでございます。

それから、今委員御指摘の児童扶養手当については、野党の皆さん方からも、また与党からもいろいろ御意見

を頂戴しているところでございますので、きのう、総理から令和二年度第二次補正について取りかかるというお話もありましたので、その中で、与野党間のいろいろな議論も踏まえながら、我々もしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○山井委員 第二次補正の中で検討するという前向きな答弁をありがとうございます。

厚かましいんですけども、もう一言お願いしたいのが、今週、来週にでも親子心中が出かねないと私は本当に心配しております。そういう意味では、第二次補正になるとやはり遅いという部分があるんですね。第二次補正も必要ですけども、予備費が一兆五千億あります。そういう意味では、第二次補正に入る部分があってもいいですけども、第一発目というか、一番早く一人親家庭の方々を支援するこの児童扶養手当、あるいはそれに該当する特別給付金については予備費の活用も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 いずれにしても、どういう仕組みで支給するかという問題もあります、そこも含めて今議論いただいているんだと思います。そうなれば、何をどう使うかというのはいわば同時にセットの話だと思います。

ただ、どうしても、仕組みをつくって何かをすれば、例の十万円ではありませんけれども、やはり一定時間かかりますので、結論を早く出しながら、支給を決めれば早急な支給を、これを決めるかどうかは、まだこれは今議論されている問題ではありますけれども、いかなる対策も、対策が決まれば迅速に対応していくというふうに努力をしていきたいというふうに思います。

○山井委員 もちろん、これは与野党でこれから議論することであると思います。公明党さんも非常にこの点には精力的に取り組んでおられますし、また、田村議員も子ども貧困議連の会長でもあられます。

思いますのは、とにかくこれだけは、私たちが制度をつくる前に親子心中が起こってしまったということでは取り返しがつきません。そういう意味では、今、加藤大臣がおっしゃったように、決まればという大前提なんですけれども、もし与野党あるいは政府で合意ができた暁には予備費の活用も含めて検討するということでよろしいでしょうか。

○加藤国務大臣 仮定の上の仮定の質問は余り意味がないので、いずれにしても、今、与野党間でも御議論をし、我々の中でも議論させていただいておりますので、それが決まれば、どういうやり方が一番早いのか、そういった観点から対応したいと思いますが、ただ、冒頭申し上げましたように、いずれにしても時間がかかりますので、まだ、まさにきょうの問題を抱えている方、我々もいろいろな団体をお願いしておりますけれども、緊急小口資金等、しっかりまず活用できるものは活用していただくというこの周知も、ぜひ野党の皆さんにもあわせてお願いをしたいと思っております。

○山井委員 もちろん小口の貸付資金もあるんですが、私の知り合いでも、残念ながら行ったけれども断られてしまったというシングルマザーの方もおられますし、やはり基本的に貸付けだということでハードルが高いという方もおられますので、それも含めてですけども、ぜひともお願いしたいと思っております。

それでは、介護についてですが、質問通告をしておりますので、それに従ってお聞きしたいと思います。

まず、質問一と二とセットでお聞きしますが、配付資料の一ページ目にあります、介護職員さんの組合のクラブユニオンさんからの要望書も出ております。

危険手当ですね。危険手当というのはどういう意味かということ、コロナで感染された施設や介護職員さんのところに危険手当という意味ではないんです。それも必要ですけども、そうじゃなくて、どこでも集団感染のリスクがありますので、別に濃厚接触者や感染者がおられなくても、介護現場全てに危険手当というものをを出していただけないか。なぜならば、欧米でも、コロナによる死者の約半数は介護施設における集団感染です。日本でも、今後そういうことが深刻な問題になると思います。この危険手当についてお願いできないか。

それと同時に、質問二でありますけれども、そもそも人手不足が深刻化する中で、介護職員、障害福祉職員の処遇改善を検討していただけないでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、介護職の現場で働いている皆さんは、まさに新型コロナウイルス感染症が広がる中で、もちろん御自身の感染リスク、そしてそこにおられる高齢者の方々は感染をした場合には大変重症化しやすい、そういうリスクを抱えて、日々日々、職場における感染防止のみならず、通常の生活においても相当に気を配っていただいて、まさに身体ともに本当に御苦労いただきながら対応していただいておりますことに改めて感謝を申

上げたいと思います。

まさにそうして頑張っていたいただいている方々に対して、一つは、私どもはこれまでも、感染防止の拡大を防ぐという観点からどういう対応をとればいいのか等々について留意事項等をまとめて、周知も行ってまいりました。また、介護サービスについては、一時的に人員や運営の基準を満たすことのできない場合にも介護報酬等を減額しない取扱い等々、弾力的な取扱いもさせていただきました。

また、令和二年度の第一次補正、二次がありますから第一次と言いますが、一次補正予算において、休業要請を受けた事業所、感染者が発生した介護施設等に職員の確保に関する費用や消毒の費用などのかかり増し経費についても助成を行う、また、その中で、先ほど委員がお触れになりましたように、感染が起きているところ、そこにおける従業員の方々に対するいわゆる危険手当についても柔軟に対応できるようにしてきたところであります。

さらに、今、他の委員との質疑の中にもありましたけれども、やはり、クラスターの発生という意味で見ると医療機関に次いで福祉施設が大きい。そして、福祉施設の場合は高齢者が多いですから、そこで感染が発生すると死亡につながるリスクも高いということでもあります。まさに、そういったところをどう守っていくのか、そしてそこで頑張っていたいただいている方をどう応援していくのか、これについては、今の委員の御質問、また与野党からもいただいているところでありますので、どういう仕組みでやっていくのかという問題はありますけれども、それを含めて、今、中で二次補正に向けて議論もさせていただいております。

○山井委員 二次補正に向けて検討していただくという前向きな答弁をありがとうございます。

それで、次に、矢継ぎ早に質問させていただきませんが、京都新聞、東京新聞の報道が十四ページにございます。

PCR検査のことを二つお聞きしたいと思うんですが、まず、一般的なPCR検査。京都大学、府立病院始め全国の病院の関係者の方々が、入院患者にPCR検査ができるように保険適用にということを要望されておられます。これは言うまでもなく、そうしないと、わからないまま手術をしたりすると院内感染で大変なことになるということであります。

このことは今までから私も要望しておりますが、前回も高木先生が質問されたと思いますが、今後保険適用を整理するという答弁であったかと思いますが、ぜひとも、医師の判断で、病院などでPCR検査が必要と判断した方には保険適用で検査ができるようお願いしたいと思います。

○加藤国務大臣 患者の方に対して行う手術等の内容を踏まえて当該医師が患者の診療のために必要と判断して行うPCR検査については、その患者の方に症状があろうがなかろうが保険適用になるということ これまでも国会で申し上げてまいりました。ただ、なかなか医療現場まで到達していない部分もありますので、改めてその旨を通知をさせていただきたいというふうに思います。

○山井委員 重要な答弁をありがとうございます。

その通知はいつぐらいに出されますか。

○加藤国務大臣 済みません、きょうは金曜日でありますから、来週中には出したいと思います。

○山井委員 ぜひともよろしく願いいたします。これは院内感染になると大変なことになります。

それと、それに関連して、左の方、京都府や京都市では妊婦さんを対象にしたPCR検査の費用補助をしているんですね。

これはどういうことかといいますと、これも阿部知子議員が三週間前に質問をされましたけれども、産婦人科での出産のときに、その妊婦さんがもし感染されていたらお医者さんも看護師さんもみんな感染してしまうということで、そのリスクを抑えるために妊婦さん全員にPCR検査をせざるを得ないんです、せざるを得ない。ところが、これが今は全額自己負担になってしまっております。かつ、これも、結局、産婦人科自体が保険適用をされていないから、保険適用が難しいかもしれないという問題があるわけですね。

そういう意味では、保険適用でもいいですし、保険適用が産婦人科では難しいのであれば全額公費負担でも結構なんですけど、何とかこのPCR検査は妊婦さん全員に、公費負担か保険適用をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 おなかの中に子供さんがおられる、まさに妊婦の方々は、こうして新型コロナウイルスの感染が拡大していく中でさまざまな不安を持っておられます。例の里帰り出産等の議論もありました。そうした方が

安心してお産ができる環境をどうつくっていくのか。また、産婦人科医もやはり安心といいますか安全を確保しなければならないということで、実は私どもは、いろいろな、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本医師会なども今意見交換をさせていただいております。

具体的には、無症状の妊婦に対する、もう症状があって、その方があればPCR検査をする、これは通常の流れでありますから、そうではなくて、無症状妊婦に対するPCR検査をどう具体的に実施をしていくのか、あるいは、妊婦の方々が安心して検査が受けられる体制をどう整備していくのか、そして、仮に陽性と判明した妊婦の方をどう受け入れていくのか、さまざまな課題もあります。

これについても意見を集約しながら、同時に、PCR検査の費用のお話がありました。もともと通常分娩であれば保険の対象ではありませんので、ここに保険を重ねるとするのは混合診療等の課題もあります、したがって、それを対象とするならいわゆる公費で対応するというにしないと現実的な選択肢にはなり得ないということでもありますから、その辺も含めて、これも、今、何でもかんでも二次補正の議論ということにして申しわけありませんが、いずれにしても、そういう課題を我々も認識をし、どういう形でやっていくのがいいのか、そして、基本は妊婦の方が安心して出産できる環境をつくる、そういう視点で今議論をさせていただいております。

○山井委員 これもちょっと厚かましいお願いで恐縮なんですけど、要は、既に今、院内感染の疑いが避けられないので、産婦人科の現場では自己負担でPCR検査を妊婦の方全員にやっていられるんですね。それで、今、二次補正ということなんですけど、二次補正で一カ月後か二カ月後についたとしても、もうPCR検査は終わっちゃっている部分がありますので、全額公費負担も二次補正で御検討いただけるということですけども、その場合には、ちょっと厚かましいんですけど、ぜひ、さかのぼって公費負担にさせていただきたいということをお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 今は、そもそもどういう枠組みをつくるかという議論でありますから、今委員からそういうお話があったことは受けとめさせていただきますが、ちょっと、さかのぼるところまでいけるかどうか、これは正直言って今の段階で見通しは持てておりませんが、そうした議論もあった。我々も一定程度そういうことがあることは承知しておりますので、そういった議論もあることは念頭に置きながら、検討はさせていただきたいと思っております。

○山井委員 なぜこんなことを言うかといいますと、今コロナでめちゃくちゃ医療現場は不安になっているんですね。それで、終息して、緊急事態宣言も終わって、平和になってから公費負担をしますよと言ってもちょっと手おくれのような気もいたしますので、ぜひ、急いでいただくと同時に、そのときにはさかのぼって公費負担をするというようなことをお願いしたいと思っております。京都府、京都市は先進的な公費負担をしております。

それでは、もう一つ、コロナに関係することですけども、質問通告の七番目、今問題になっておりますのが、雇用調整助成金が出るのが遅いので、休業手当を社員さんに出したくても手持ちがないから出せない、それで廃業や倒産をしてしまうというケースが続出しているんですね。

ついては、休業手当を払う見込みということで、異例ではありますけれども、休業手当を払う前に、雇用調整助成金を前払いにさせていただけないか。そうすれば休業手当を払ってもらえることができる。

もちろんこれは異例であることはわかっているんですけども、そういうことをしないと、結局、手持ちのお金がないということで倒産、廃業してしまうんです。残念ながら、実際、私の知っている会社も三日前に、百人を雇用されている会社が廃業されてしまいました。それは、まさに、休業手当を払うお金がなかったから廃業されてしまいました。

そういうケースを防ぐためにも、何とか、異例ではありますけれども、雇用調整金を前払いして、それによって休業手当を出してもらって廃業や倒産を抑える、そういうことをさせていただきませんか。

○加藤国務大臣 前払いという言葉にも絡むんですけども、要するに、確実に働いている従業員の方に休業手当が振り込まれたという状況でなければ申請できないのかという意味においては、そこは、その会社がこの人にはいつ幾ら払いますよということを確認していただければ、確定していないところはもうどうしようもありませんから、確定していただければ申請を受け付けて、それを処理していく。

そういった、少し申請の時期を、要するに支給が行われた後ではなくても、こうやって払いますよということ

を確定してというか、そういうのを決めていただければ、それをもって申請を受け付けていく、そういったことは考えていきたいと思っています。

○山井委員 考えていきたいという。本当にこれは、これもお願いなんですけれども、一刻を争うと思うんですよ。一日一日、どんどんどんどん会社が倒産したり廃業していつているんです。今、考えてくださるといいますが、いつぐらいに結論というか通知を出していただけますか。

○加藤国務大臣 その話とか、小規模事業者に対しても、いわば賃金計算をしなくても払った金額で払いますよとか、今いろいろな簡素なやり方をさせていただいております。

ただ、これは簡素なやり方をすればするほどちょっと手続的なものも詰めていかなきゃいけないということで、今の段階でいつとは申し上げられませんが、ちょっと今スタッフもいないものですから確認もできませんので、きょうの段階ではできる限り早くということ言わせていただきたいと思っております。

○山井委員 ありがとうございます。ぜひ急いでいただきたいと思っております。

それに関連して、きょうは中小企業庁にお越しをいただいておりますが、残念ながら私の地元でも、このままでは潰れてしまう、廃業せざるを得ないというお店がふえておまして、持続化給付金ですけれども、ぜひ、額を、フリーランス百万、そして中小企業二百万の上限をふやしてほしい。それと、複数回ですね。一回もらったところでも、残念ながら損害がもっと大きくて、減収が大きくて、それでは足りないというところは複数回の支給ができないか。あるいは、五割の減収要件に当たらないところは三割以上の減収要件に規制緩和、対象拡大をしてもらえないか。そういう要望があるんですが、いかがでしょうか。

○渡邊政府参考人 答えいたします。

持続化給付金は、戦後最大とも言える危機に対応するという理由で、とりわけ厳しい経営状況にある事業者を対象に、使途に制限のない現金給付という、前例のない思い切った手段を初めて講じるものでございます。

その給付金につきましては、中小・小規模法人の九五%を占める五十人以下の事業者につきまして、固定費のうち地代家賃、広告宣伝費等を合計した費用の平均が年間四百万円程度であり、また個人事業者については年間二百万円程度といった推計を参考にしております。この給付金の水準でこうした固定費の支払いの負担の平均六カ月に相当する額が賄えるものと考えてございます。

給付金額のさらなる上乘せや複数回の給付をしてほしいといったお声があることは承知しておりますが、まずは一日でも早く多くの事業者のお手元に必要な現金をお届けすることが重要と考えてございます。

その上で、昨日、総理から、大きな負担となっている家賃をより一層軽減するため、新たな支援制度の創設について指示がございました。現在、与野党で議論いただいております二次補正予算の編成指示に基づき、こうした議論も踏まえつつ、必要な対策を早急に具体化してまいります。

○山井委員 加藤大臣、質問が戻りますが、東京都の実効再生産数は四月十日の時点で〇・五だったんですね。この実効再生産数というのはいろいろな感染力をはかる目安です。ついては、最新の東京都の実効再生産数は幾つでしょうか。つまり、四月十日時点の〇・五が上がっているのか下がっているのか、どちらでしょうか。

○加藤国務大臣 その前に、先ほどの雇用調整助成金の話、今事務担当から来週中には対応したいという話がありましたので、それに向けて努力をさせていただきたいと思っております。

それから、済みません、手元にある資料を読ませていただきますが、実効再生産数については、発症日データのみを用いた推定による最新の推定値では、関東一都四県で〇・三ということがきのうの提言に出ていたということでもあります。

○山井委員 いや、申しわけないですけれども、それはちょっとおかしいと思うんです。なぜならば、東京のことを聞いているんですよ。四月十日に東京は〇・五だった、では一カ月間自粛をして〇・五が上がっているのか下がっているのか、これは政策検証において極めて重要です。関東一都四県じゃなくて、東京都の実効再生産数が四月十日の〇・五から上がっているのか下がっているのか、お答えください。(発言する者あり)

○盛山委員長 時計をとめてください。

〔速記中止〕

○盛山委員長 時計を動かしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 済みません、きのうの専門家会議の状況分析・提言では、関東一都四県で、東京、千葉、埼玉、神奈川、茨城で〇・三という数字となっております、今、それ以外のデータはちょっと私どもは持ち合わせておりません。(山井委員「だめだめだめ、とめてください。通告していますから、二回も」と呼ぶ)

○盛山委員長 答弁はしています。(発言する者あり)

じゃ、とめてください。

〔速記中止〕

○盛山委員長 時計を動かしてください。

山井君。

○山井委員 今数字がないとおっしゃったので、きのう、質問通告のときに、では専門家会議にお願いして出してもらってくださいと。

これは重要ですよ。四月十日で〇・五だったのが、一カ月自粛して、上がっているか下がっているかはめちゃくちゃ重要じゃないですか。万が一上がっていたら、これは大変なことですよ。ドイツなんかは、実効再生産数をもとに自粛解除をするかどうかを決めているんですから。

ですから、私は、専門家会議にお願いしてきょうの質問までに出してもらってくださいとお願いしたんですが、専門家会議には出してもらおうようにお願いしてもらえませんでしたか。(発言する者あり)

○盛山委員長 とめてください。

〔速記中止〕

○盛山委員長 時計を動かしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 これは、私は、厚労省で分析しているわけではなくて専門家をお願いをしております、専門家の方とお話をしたところ、御承知のように、東京都はデータがちょっといろいろあったということもありまして、四月何日とおっしゃいましたかね。(山井委員「十日」と呼ぶ)十日のデータとつながっていくようなデータを、今の段階でそれと同じような形で分析するのは非常に難しいということで、ちょっと違う形で、関東一都四県という形で今回データを出させていただいたということでもあります。

また、きのうの午前中の専門家会議においては、解除に当たって各県別に必ず参照すべき指標とはこの実効再生産数はされていなかった、一方で大都市圏の感染の動向を把握していくことが重要であることから、そうした今の事情も考慮して、東京圏といった形で最新の数字が示されたということでもあります。

○盛山委員長 時間となっておりますので。

○山井委員 もう時間となっております。一言申し上げて終わりますけれども、これは非常に重大な問題です。つまり、三月、四月の東京の実効再生産数は出せたけれども五月は出せなくなった、ということはこれは検証ができないんですよ、検証が。このまま東京がいずれ解除して本当にオーケーなのかどうかを見る上で、実効再生産数が四月十日の〇・五より上がっているのか下がっているのか、これは極めて重要なんです。

ぜひともこれを専門家会議にお願いして出していただきたい、そして理事会に提出していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

委員長、よろしいですか。

○盛山委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○山井委員 ありがとうございました。